大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活への移行、地域生活の継続等を推進するため、障害者等の生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点等を整備することにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第２の３に規定する地域生活支援拠点等（面的な体制であって、地域における複数の事業所が次に掲げる機能を分担することにより障害者等を支援するものに限る。）をいう。

⑴　相談機能（緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を担う機能をいう。以下同じ。）

⑵　緊急時の受入れ・対応機能（短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、事故、急病等による介護者の不在、障害者等の障害の特性に起因する状態変化等の際の緊急時の障害者等の受入れ（受入れを行う日前２日以内に要請を受け、かつ、原則として７日間を限度として受け入れるものに限る。）及び医療機関への連絡等の必要な対応を担う機能をいう。以下同じ。）

⑶　体験の機会・場の提供機能（地域生活への移行、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用、一人暮らし等の体験の機会及び場の提供を担う機能をいう。）

⑷　専門的人材の確保・養成機能（医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を担う機能をいう。）

⑸　地域の体制づくり機能（地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を担う機能をいう。以下同じ。）

２　この要綱において「事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）、同項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）の設置者及び法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）、同法第２４条の２第１項に規定する指定障害児入所施設（以下「指定障害児入所施設」という。）の設置者及び同法第２４条の２６第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）をいう。

３　この要綱において「事業所」とは、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所、指定障害者支援施設及び指定特定相談支援事業者の指定に係る事業所並びに指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業所、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定に係る事業所をいう。

　（実施主体）

第３条　地域生活支援拠点等の整備の実施主体は、大津市とする。

（整備に当たっての方針の検討等）

第４条　市長は、地域生活支援拠点等を整備するに当たり、地域の現状の分析及び必要な機能の整理並びに地域生活支援拠点等の整備の方針等についての検討（以下「方針の検討等」という。）を行うものとする。

２　市長は、方針の検討等を行うに当たり、大津市障害者自立支援協議会に対し、必要な事項について意見を求めるものとする。

（事業所の登録）

第５条　地域生活支援拠点等における機能を担う事業所は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

２　前項の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ同項の登録を受けようとする内容について市長と協議した上で、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録に係る申請書（様式第１号）を、運営規程の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請書を受理したときは、同項の市長との協議が整っていない場合及び次項に定める登録の要件を満たしていない場合を除き、当該事業所の名称、所在地、当該事業所が担う機能その他の事項を地域生活支援拠点等事業所名簿に登録するとともに、登録した旨を当該事業者に通知するものとする。

４　第１項の登録を受ける事業所（相談機能を担うものに限る。）は、運営規程に地域生活支援拠点等において当該機能を担う事業所である旨を定めているものでなければならない。

　（登録の変更又は廃止）

第６条　前条第１項の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、同項の登録の内容を変更し、又は登録を廃止するときは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録の変更又は廃止に係る届出書（様式第２号）により、市長に届け出なければならない。

　（記録の整備等）

第７条　登録事業所は、地域生活支援拠点等における機能を担う上で実施した支援の内容の記録を整備し、５年間保存するとともに、本市の求めがあった場合には、これを提出しなければならない。

（個人情報の保護）

第８条　登録事業所の従業者又は従業者であった者は、地域生活支援拠点等における機能を担う上で知り得た利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等の整備に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録に係る申請書

年　　　月　　　日

（宛先）

大津市長

申請者　所在地

　事業者名

　代表者名 　　　　　　印

大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第５条第１項の規定に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業所の電話番号 |  |
| 事業所番号 |  |
| 事業の種類 |  |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | １　相談　２　緊急時の受入・対応　３　体験の機会・場の提供４　専門的人材の確保・養成　５地域の体制づくり |
| 添付書類 | 運営規程の写し |

様式第２号（第６条関係）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録の変更又は廃止に係る届出書

年　　　月　　　日

（宛先）

大津市長

届出者　所在地

　事業者名

　代表者名 　　　　　　印

大津市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第６条の規定に基づき、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録の内容を変更し、又は登録を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更又は廃止の区分 | １　　変更　　　２　廃止 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 変更の場合にあっては、その内容 |  |
| 変更（廃止）理由 |  |
| 変更（廃止）年月日 |  |
| 添付書類 |  |